

<祈りのために>

エルサレムに近づき、都が見えたとき、イエスはその都のために泣いて、言われた。

「もしこの日に、お前も平和への道をわきまえていたなら……。」

(ルカによる福音書 19章 41～42節)

ヘブライ語でエルサレムのエルは神を、サレムはシャローム(平和)ですから、ここはその名の通り平和の都でなければならないのですが、有史以来、幾多の戦乱を見てきました。今もユダヤ教、キリスト教、イスラム教共通の聖地としてたいへんな緊張状態の中にあります。アブラハムが息子イサクを献げようとした地、ダビデがイスラエルの首都と定め、ソロモンが神殿を建築した地は、イスラム教徒によるとムハンマドが昇天した地とされておりモスクが建っています。かりにユダヤ教徒が悲願である神殿を建設しようとしたらモスクを破壊せざるを得ず、そうなるとイスラム教徒との戦争を覚悟しなければならないので、イスラエル政府もさすがにこれを許可できません。そこに火が放たればたちまち世界的な惨事呼び起こしてしまうという状況に、エルサレムは置かれているのです。

イエス・キリストがこの都に近づいたとき泣かれた、そこにはたいへんに重い意味がありそうです。主イエスの中に、ご自分がエルサレムで十字架にかかり、殉教の死をとげられることへの言葉に尽くせない思いがあったことは間違いありません。エルサレムで主イエスはすべての人の罪を背負って死なれるのですが、そうしなければ復活はありません。福音はエルサレムから始まって全世界に伝えられます。…ただ、これに続く「やがて時が来て、敵が周りに堡壘を築き、お前を取り巻いて四方から攻め寄せ、お前とそこにいるお前の子らを地にたたきつけ、お前の中の石を残らず崩してしまうだろう」(43～44節)が何を予告しているのかということが問題になります。これは紀元70年のエルサレム陥落を指しているという説が有力ですが、ただそれに尽きるのでしょうか。主イエスが愛する神の都、エルサレムに迫ってくる災いは、さらに他にもあるかもしれないのです。

キリスト教の他教派の中には1948年のイスラエルの建国を聖書の預言の実現であると見なし、その延長線上に、将来イスラエルを攻めてくる敵があっても神はこれを斥けたもう、そうして主イエスがオリブ山に再臨されると、熱烈に待望しているところがあります。しかし現実のイスラエルをめぐる政治状況の中にそうしたことを見るのは正しいことでしょうか。もしもそうした考えのもと多くの教会や人々、さらに国々が、イスラエル政府の対パレスチナ政策を検証もせず支持していった場合、もしかするとエルサレムを発火点に世界戦争が勃発しかねません。主イエスの涙は、こうしたことにも向けられていたかもしれないのです。

「平和への道をわきまえる」ことを主イエスは、自らこの都に子ろばに乗って入城されたことで示されました。古来、王とか英雄は馬にまたがったり戦車に乗ったりして凱旋したのですが、そのような軍事力を互いに誇示しあう世界の中で、主イエスはあえて平和の乗り物である子ろばに乗って来られました。主イエスが戦乱の都エルサレムのただ中から発せられたこのメッセージをこそ、私たちはまことに厳しい国際情勢の中で受け取っていきたくないと願います。

<祈り>

神様、かりにエルサレムで戦争が起これば世界に波及してしまいます。しかし、エルサレムで真の平和が達成されたらその恵みは世界に及ぶでしょう。たいへん難しいことですが、そのことを心から望みます。どうか世界の教会が、聖書のメッセージを間違っず受け取ることがありませんように。

井上 豊 (広島長束教会牧師)

新シリーズ開始『その時に備えて 憲法問題 Q&A』を読む (17)

川越弘 (沖縄伝道所牧師)

Q18 キリスト教会は、「平和」をどのように考えてきたのでしょうか?

A18 キリスト教の平和についての考え方は、大きく分けると、正義のための戦争はあり得るという「義戦論 (正義戦論)」と、いかなる武力も否定する「絶対平和主義」の二つがあります。実は、教会の約 2000 年の歴史で最初期を除けば、主流だったのは義戦論です。義戦論の行き過ぎた例に、中世の十字軍などがありますが、宗教改革以降も、主流は義戦論でした。

プロテスタント教会は、教会と国 (公権力) は、共に神の主権のもとにあると理解し、国とその秩序を守るための力を認め、それを監視する枠組みを設けてきました。宗教改革後の代表的な信仰告白である「アウグスブルク信仰告白」(1530 年) では、市民的秩序は神のよき業であるので、キリスト者が公職に就くことや経済活動、婚姻等と並んで「正しい戦争に従事し、兵士として行動」することを認めています (第十六条)。「ウェストミンスター信仰告白」(1647 年) にも、「新約のもとにある今でも、正しい、またやむをえない場合には、合法的に戦争を行なうこともありうる」と言い表しています (第二十三章)。

このように、プロテスタントの主な教派は、正義の戦争を認め、それを基本的な教理を言い表す信仰告白の中に位置づけていました。これは、戦争に歯止めをかけることを目的としていましたが、歴史の中では義戦論が自己正当化と結び付き、神の名によって無用な戦争を繰り返してきたことは否めません。

一方、「絶対平和主義」を標榜したのは、再洗礼派 (アナ・バプテスト) と呼ばれたグループです。聖書に立ち返って、キリストの弟子として生きることを強調し、教理にこだわらずに隣人愛などの実践を重んじました。兵役拒否や平和思想は、こうした生き方の一環です。しかし「より良い生き方」を目指すだけであれば、キリスト教である必要はないという、救いの相対化に陥る可能性があります。こうした傾向は、教会の教理や教職制度にとって脅威とされました。さらに国などの社会秩序を重んじることもしなかったため、教会や社会の秩序を乱すものと見なされ、プロテスタントの主な教派からも迫害されました。

現在は戦争の概念が変わり、20 世紀の二度の大戦を経て、義戦論は再考されつつあります。また再洗礼派系のグループによる良心的兵役拒否は、欧米を中心に認知されてきました。それでもなお、その欧米のキリスト教社会では、義戦論が声高に唱えられています。

日本の教会の場合、内村鑑三の非戦論や、少数の兵役拒否の例はありますが、教会全体としては、義戦論と絶対平和主義のいずれについても、これといった実践がなく今日に至っています。そのため、キリスト教の歴史的背景よりは、憲法第九条との相性の良さもあって、絶対平和主義を志向する教会が多いようです。

義戦論と絶対平和主義の、どちらが正しいかを判断するのは容易ではありません。しかし、地に足の着いた議論をするためには、このような背景や限界をわきまえる必要があります。そして義戦論に立つ欧米の国々の力の論理が行き詰っている今日、平和について苦悩し模索することは、私たち日本の教会に与えられた特有の使命ではないでしょうか。

新Q18-1 日本の教会に与えられた特有の使命として、平和について苦悩し模索するには、具体的にどうしたら良いのでしょうか。

新A18-1 日本の教会の歴史を理解することです。1941 年、私たちの教会の先祖である日本基督教会は日本基督教団を結成して第一部となり、日本基督教会大会議長が教団の統理となったのです。

1944 年の「日本基督教団決戦態勢宣言」では、「戦争一本の決戦態勢を整え、全国諸教会一致結束して我が国民志気と昂揚と戦力の飛躍的増強とに務め、以て皇国の徹底的勝利の為に信徒の総力を奉献せんことを期す」と宣言しました。こうして当時の教会は、戦争に積極的に協力したのです。その教会の姿勢と体質を徹底的に反省し、悔い改めることから始めることです。

新Q18-2 それは 78 年前のことで、現代に当てはまらないのではありませんか。

新A18-2 そうではありません。聖書の時は、時間の流れではなくして「出来事」としてとらえています。

イスラエルの人々は、4000 年以上前の奴隷から解放された「出エジプト」の出来事を、昨日起こったかのようにして記念しています。出来事の後に今の出来事があると考えます。これは現実的なことです。沖縄にいと、ほとんど毎日「沖縄戦」のことが語られているからです。

新Q18-3 そういわれても、なかなか納得できないのですが。

新A18-3 ヤスクニ通信 9 月号の〈ニュース〉に、陸上自衛隊の元制服組トップの「一命を捧げた自衛官を祀る、国家の慰霊顕彰施設・靖国神社を復活すべきだ」という記事が載りました。これは、1973 年、日本 復帰と共に自衛隊が沖縄に駐屯した式典で初代郡長が、沖縄戦の牛島司令官の辞世「秋またで枯れ行く島の青草は皇国の春に甦らなむ」と詠ったこととつながっています。今日でも、沖縄の陸上自衛隊幹部が制服姿で牛島満司令官らを追悼する「黎明之塔」を「参拝」しています。この思想は、今も水脈のように流れております。それだけに、教会の体質を変えて行かねばならないのです。

日本は「死の商人」となる道を選ぶのか

～「武器輸出」を「防衛装備移転」と言い換える不誠実さ～

先日、テレビから「防衛装備品の輸出ルール見直し」という聞き慣れない言葉が聞こえてきました。そしてそれが「武器輸出」のことであることに気がついてとてもいやな気持ちになりました。

日本は、長く「武器輸出三原則」によって武器（兵器）の輸出や国際共同開発を禁じてきました。もっとも、法規として定められたものではなく、アメリカ合衆国が例外とされるなどの問題はありましたが、武器の輸出は事実上不可能な状態でした。日本国憲法の下、長きにわたって、日本国民は戦闘によって他国民を殺すことなく、また日本製の武器が他国民を傷つけることもなかったのです。これは、決して小さなことではないはずです。

けれども、政府はこれを喜ぶべき、そして誇るべきこととは思ってはいないようです。武器輸出三原則によって日本製の武器は生産量が限定され、量産効果が出ないため高価にならざるを得ず、防衛費を圧迫するというのです。また、コストが膨む現代の兵器開発が主流とする国際共同開発に参加できないのは問題であるとか、輸出ができないため利潤が出ないとして兵器産業から撤退する企業が増えるのが問題だというのです。

そして政府は、第2次安倍内閣の下、2014年4月1日に武器輸出三原則に代わる防衛装備移転三原則を国家安全保障会議によって決定し、閣議決定しました。「武器」を「防衛装備」、「輸出」を「移転」と言い換え、広範な議論を避け、国会審議によらず、（大臣の任免権は総理が持つため理屈の上では総理が一人で決定できる）閣議決定によって、日本国憲法の定める平和主義に対する大転換が行われたのです。

そして、この防衛装備移転三原則すら骨抜きにして、国際共同開発する予定の次期戦闘機の輸出や、「殺傷能力のある武器を搭載した装備品」（これも持って回った言い方です）の輸出に道を開こうとするのが、「防衛装備品の輸出ルール見直し」です。

問題点の1つは国際共同開発による「武器」の扱いです。これまでは共同開発国以外には輸出できないとしてきましたが、この制限を撤廃したいというのです。これはイギリス・イタリアとの共同開発が想定されている次期戦闘機を念頭にしたものなのです。

もう1つは「武器」の扱いです。現在の運用指針は、海上交通路の防衛を念頭に武器輸出の対象を「救難」「輸送」「警戒」「監視」「掃海」の5類型に限定しています。これまでも、レーダーなどについては「殺傷能力がない」として例外的に輸出を認めてきましたが、今回、5類型にあてはまりさえすればどんなものでも輸出可能としています。掃海艇の機雷破壊のための機関砲や、輸送艦の自己防護のための機関砲などが想定されているそうですが、機関砲が機雷の破壊や「自己防護」にだけ用いられる保証はありません。そもそも、戦争がいつも「自己防護」から始まることを歴史は教えています。

ロシアのウクライナ侵略、中国の海洋進出をあたかも「奇貨」として、人々の不安を利用しながら、きちんとした議論なしに、武器輸出を「儲かる産業」として育成しようとする政府のあり方を許すことはできません。それは、これが単に平和憲法の理念の空洞化と蹂躪を意味するからでも、また他国の戦争に巻き込まれる危険が増大するという理由からだけでもありません。それは、「武器輸出」が、利潤追求の観点、お金になるかならないかという視点から、平和ではなく戦争を望み、戦争の終結ではなく継続を願う人間を生み出すことにならざるを得ないからです。

政治的、軍事的のみならず、倫理的、道徳的、そして信仰的な意味で、日本から「死の商人」を生むようなことがあってはならないと思うのです。

（芳賀繁浩：福島伝道所牧師）

<ニュース>

○性暴力「謝罪は陸自指示」元隊員2被告「想定問答集あった」

陸上自衛隊郡山駐屯地に勤務していた元自衛官の五ノ井里奈さん(23)への強制わいせつ罪に問われた元自衛官3人=懲戒免職=の公判は12日、渋谷修太郎被告(30)と関根亮斗被告(29)の被告人質問が福島地裁であった。両被告は、昨年10月に五ノ井さんと面会して謝罪したが「(事件を)認めていなかったが、自衛隊から謝罪に行くように指示された」などとし、自らの意思による謝罪ではないと供述した。

陸自トップの吉田圭秀陸上幕僚長(当時)は昨年9月に五ノ井さんに謝罪。両被告らは翌10月、防衛省の仲介で五ノ井さんと面会して謝罪した。

この謝罪について、両被告は被告人質問で「(五ノ井さんに)不快な思いをさせたとして謝罪した」などと説明。関根被告は「行きたくないと断ったが、自衛隊のトップが頭を下げているのだから、謝りに行くよう上司から言われた」、渋谷被告は「土下座してくれと言われた」などとし、面会に備えた想定問答集があったとも述べた。(後略)(朝日新聞2023.09.13)

○知事の国連演説 国際社会への訴えに意義

玉城デニー知事がスイス・ジュネーブで開催中の国連人権理事会で演説し、過重な基地負担によって平和が脅かされている状況を訴え、辺野古新基地建設に対する強固な反対の民意が日本政府に顧みられないことを説明した。沖縄の実情に国際的な関心を寄せてほしいとも求めた。

地方行政の長がなぜ国連で発言せざるを得ないのか。そこに注目してもらいたい。

基地問題の解決を訴え、歴代の沖縄県知事は訪米要請行動を繰り返してきた。1985年の西銘順治氏に始まり、今年3月の玉城知事による訪米まで歴代6人が赴き、計22回を数える。普天間飛行場の返還を中心とする基地問題が焦点だった。

2013年の仲井真弘多知事による辺野古沿岸部の埋め立て承認後、新基地建設阻止を掲げて当選した翁長雄志知事は15年9月、国連人権理で都道府県知事として初演説し、「沖縄の人々の自己決定権がない

がしろにされている」と述べ、基地建設強行が民意に反することを訴えた。

今回の玉城知事も沖縄の状況について「意思決定への平等な参加が阻害されている」と訴えた。沖縄の現況は前回の知事の人権理演説から改善されていないのである。

これに対する日本政府の反論が辺野古移設が「唯一の解決策だ」と紋切り型で、沖縄に対する強硬姿勢を如実に示している。

なぜ民意は受け入れられないのか、なぜ過重な基地負担が続くのか、沖縄側からの疑問に全く向き合おうとしない。だからこそ翁長氏に続いての国際社会への訴えとなった。

辺野古埋め立てを巡る国と県の訴訟は、不承認取り消しと是正指示が違法と主張した県の敗訴が確定した。斉藤鉄夫国土交通相は沖縄防衛局による軟弱地盤改良工事の設計変更申請を承認するよう玉城知事に勧告文を送った。

18日の日米外相会談は台湾海峡の安定維持を確認した。背後に南西諸島の軍備増強という中国への対抗措置を構えてのことだ。

知事は人権理で軍備増強は「沖縄県民の平和を希求する思いとは全く相いれない」と訴えた。人権理は世界の人権保護を目的に、各国の人権状況を監視し、改善を促すことを役割とする。2006年には前身の人権委員会が任命した特別報告者が東京や沖縄でのヒアリングを通じて過度な基地負担と差別を指摘する報告書をまとめている。

国連の人権機関は各国の国内手続きでは救済されない人権侵害について着目してきた傾向があるとされる。その場で知事が直接訴えることができたことの意義は大きい。

一方、前回、翁長氏の訴えの柱だった「沖縄の自己決定権の侵害」に玉城知事はスピーチで言及しなかった。国連での日程の中で自己決定権を巡る状況についても訴えることが、国際世論への訴えには欠かせないはずだ。(琉球新報社説2023.09.20)

825号ヤスクニ通信 2023年10月8日

発行 日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会
発行人・編集・発行 小塩海平(東京告白教会)

<編集後記> 先月のヤスクニ通信、1頁目と4頁目が入れ替わってし

まっており、大変失礼致しました。最近、ヤスクニ通信の電子版が届かなくなっている方がいらっしゃいます。アドレスを変更された方は、広島長束教会の井上豊先生まで、ご一報ください。靖国神社問題全国協議会は10月17日(火)の午後7時から蒲田御園教会で開催します。テーマは「第一次資料から見た日本基督教会-遠軽教会・滝川教会資料を中心に-」。乞うご期待。K.K.